特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名					
27	常滑市 特別児童扶養手当の受給資格者の管理に関す る事務 基礎項目評価書					

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常滑市は、特別児童扶養手当の受給資格者の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利権益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

常滑市長

公表日

令和7年1月20日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

適用した理由

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務						
①事務の名称	特別児童扶養手当の受給資格者の管理に関する事務						
②事務の概要	特別児童扶養手当は、20歳未満で障害の状態にある児童を監護している父母(主として児童の生計を維持するいずれか一人)又は父母にかわって児童を養育(児童を監護し、生計を維持)する者に対して支給される手当である。 特別児童扶養手当の認定の際には、手当額が受給者・配偶者・扶養義務者の所得に応じて制限される他、障害を支給事由とする年金制度の給付と重複して受給できないなどの制限(併給調整)がある。						
③システムの名称	特別児童扶養手当システム						
2. 特定個人情報ファイル	名						
1. 受給者情報ファイル 2. 児	記童情報ファイル 3. 受給者所得情報ファイル 4. 配偶者·扶養義務者所得情報ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表66の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め る事務を定める命令第37条						
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>						
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表91の項、第93条						
5. 評価実施機関における	5担当部署 5担当部署						
①部署	こども健康部子育て支援課						
②所属長の役職名	子育て支援課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	·訂正·利用停止請求						
請求先	総務部総務課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号:0569-34-4329(代表)						
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	こども健康部子育て支援課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6150(直通)						
9. 規則第9条第2項の適	i用 []適用した						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和(令和6年11月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和6年11月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	段保護評価書の種類						
	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	クシステムを通じた	≿入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ა	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か		ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託		[0]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移	転(委託や情報提供ネ	ットワークシステムを	F通じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分であ	న]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	システムとの接続		[]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である				
			3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業 [〇]人手を介在させる作業はない				[〇]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠					

9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育	• 啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはなく、住基システムへの入力は、、必要な項目のみ入力できる仕様としている。また、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限が設定されており、アクセス権限の所持者には、毎年の情報セキュリティーポリシー研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成24年10月15日	I 3法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 46項	番号法第9条第1項 別表第一の46 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
平成24年10月15日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条 別表第二 66項	番号法第19条第7号 別表第二の66 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
令和1年5月17日	I 5②	「所属長」	「所属長の役職名」		
令和1年5月17日	I 62	「所属長」	「所属長の役職名」		
令和1年5月17日	Ⅳリスク対策		様式変更による追記		
令和4年10月1日	I 7	常滑市新開町四丁目1番地	常滑市飛香台3丁目3番地の5	事後	
令和4年10月1日	I 8	福祉部こども課 住所:常滑市新開町四丁目1 番地	福祉部子育て支援課 住所:常滑市飛香台3 丁目3番地の5	事後	
令和6年11月29日	Ⅳリスク対策		様式変更による追記		
令和6年12月20日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の46	番号法第9条第1項、別表66の項		
令和6年12月20日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の66	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するため		